



## 令和5年度第2回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	鈴木	田城	徳田	大森	永嶋	松島
出欠	○	○	○	○	○	○	○

### 【事務局】

- 事務局……環境部：関口部長、別井課長、川田係長  
都市建設部：阿久津係長

全体進行：《別井課長》

#### 1 開 会 《別井課長》

令和5年度第2回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

#### 2 あいさつ

石川会長あいさつ

#### 3 協議事項 《石川会長進行》

別井課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日7名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議会を代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは協議事項（1）の条例第13条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

#### （1）条例第13条の規定による事業の許可について

《川田係長が資料により説明。》

5件の許可申請案件について説明した。

- ① 株式会社 ES-MIRAI 太陽光発電所設置事業（上久我 528 番 1）
- ② 株式会社 ES-MIRAI 太陽光発電所設置事業（上久我 489 番）

- ③ 栃木 0 0 0 7 太陽光発電所（花岡町 407 番）
- ④ 栃木 0 0 0 5 太陽光発電所（花岡町 408 番）
- ⑤ 栃木 0 0 0 8 太陽光発電所（花岡町 409 番 1）

石川会長：申請事業者ごとに審議する、①および②の株式会社 ES-MIRAI 太陽光発電所設置事業について、ご意見やご質問はあるか。

永嶋委員：土砂災害警戒区域に該当しているが、危険性についてどのように考えているか。

事務局：今回の設置事業は、いずれもイエローゾーンへの設置であり事業地も平坦であるため、発電施設を設置することにより危険性が増すとは考えていない。

石川会長：他にご意見はあるか。無いようでしたら、①株式会社 ES-MIRAI 太陽光発電所設置事業について原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、①株式会社 ES-MIRAI 太陽光発電所設置事業については、原案通り同意しました。次に③から⑤の設置事業について、ご意見やご質問はあるか。

永嶋委員：事業区域にフェンスを設置するとの事だが、それぞれの事業所ごとに設置するのか。

事務局：3 事業所とも別々に事業所をフェンスで囲う計画である。

田城副会長：事業地は市街化区域の隣接地であるが、国土利用計画法及び都市計画法上の位置づけについての整合性についてどのように考えているか。都市計画マスタープランでどのような位置づけになっている土地で太陽光の設置と整合性が外れていないのか。

事務局：都市計画マスタープランに反しているとの認識は無い

田城副会長：例えば都市計画課に合議がなされていて、都市計画課の方でも問題なしとの回答が得られているのかどうか

事務局：合議は貰っていないが、今回の設置事業については都市計画課でも把握しており、特段指摘や反対は受けていない。

田城副会長：個別の内容については意見は無いが、上位法があるので整合性が取れているかは後で確認しておいてほしい。市街化区域の隣接地なので、例えば、無いとは思いますが市街化区域を拡大しようとしたときに太陽光が設置され齟齬が生じるなど無いように事前に確認をしておいていただきたい。

事務局：分かりました。

鈴木委員：設置後の管理体制について底地の状態や雑草への対応などどのようにしているか。

事務局：今回の事業地については、砂利敷きや防草シートの設置はありません。それを踏まえて地元の説明会で除草等の管理体制の説明をした上で事業を実施します。雑草の苦情については環境課へご連絡いただければ、環境課から事業者へ指導します。

徳田委員：設置後の管理については事業者がしっかり管理して欲しい。今回の事業地の地主は 1 人かまた、資材の搬入路は誰の土地か。

事務局：元の地主は 2 人いるが、土地は設置事業者が買取って事業を行う。

徳田議員：説明会への参加人数が少ないようだが、出席者の情報はるか。

事務局：①と②の説明会については、昨年も同じ業者が同じような地区で説明会を開催してお

り、またかというような反応であったと聞いている。③④⑤については、事前に自治会と相談をしており、上役の人たちには周知されていたため参加が少なかったとの事です。また、参加した1人の人の意見は、自分の農地も買って欲しいとの意見だったそうです。どちらの説明会も反対者がいないため参加人数が少なかったものと考えています。

田城副会長：個別の話では無いので、意見として聞いて欲しい。今後益々太陽光の設置が増えていくと思うので、市として総量規制などの検討は進めた方が良いのでは。

松島委員：私も意見となりますが、審議会に諮らずに設置できる太陽光も多いので、その辺も加味していただければと思います。

石川会長：他にご意見はあるか。無いようでしたら、③④⑤太陽光発電所設置事業について原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、③④⑤太陽光発電所設置事業については、原案通り同意しました。つづきまして協議事項（2）その他について、皆様からなにかございますか。

石川会長：無いようでしたら協議事項（2）は終了しまして、以上で本日の協議はすべて終了させていただきます。みなさんご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

#### 4 その他《別井課長》

別井課長：次第4のその他、委員の皆様から意見等ありますか。

一 同：《なし。》

別井課長：事務局から何かありますか。

事務局：今回は、令和5年度12月末を予定している。

日程については、委員の皆さまに相談しながら決めていきたい。

別井課長：これで審議会を閉会する。

#### 5 閉 会《別井課長》